第2節 平成14年度において特に講じようとする施策



■ 環境創造システム構築事業

現在の環境問題は,かつての企業活動による公害問題から,ダイオキシン類等有害化学物質問題の顕在化,廃棄物の増加,地球規模の環境問題など複雑・多様化しています。このような,全ての者が環境汚染者であると同時に被害者である環境問題に的確に対応し,21世紀を真に環境の世紀とするため,「環境への配慮」が自主的・自発的に行われる基盤となる仕組みづくりを進めていきます。

県民・事業者・行政の新たな取組のための基盤づくり

事 業 名	見直し理由	見直しのポイント	
環境基本計画	地球温暖化問題や有害	目標 ,達成シナリオ ,ス	
改定事業	化学物質問題等幅広い	ケジュールの明記	
(平成9年3月策定)	環境問題に的確に対応	重点プロジェクトの設定等	
公害防止条例	県民・事業者・行政	名称変更を含め全面改正	
改正事業	すべてが環境に配慮	県民や事業者の自主的	
(昭和46年7月公布)	した行動	取組の推進等	
廃棄物処理計画 策 定 事 業	廃棄物処理法の改正 従来の産業廃棄物 処理計画に一般廃棄 物を加えた計画策定	減量化目標の設定 ごみ減量化 ,廃棄物処理 システムの確立 ,ライフ スタイルの見直し等	

県自ら率先して取り組むための基盤づくり

事 業 名	内	容
環境配慮推進システム構築事業	環境配慮に係る率先行動として,県公共事業等 において自主的な環境配慮の取組を進めるた めの仕組みを構築する。	
環境にやさしい 低公害車導入事業		

2 環境関連情報提供システム整備事業

県民・事業者・行政の各主体における環境配慮への自主的な取組を促進し,各主体の参加による良好な環境づくりを推進するため,「ITひろしま行動計画2005」に基づき,環境に関する情報を体系的に管理・発信するシステムを整備します。

環境関連情報を電子データとして一元的に管理・加工する「情報管理機能(地理情報及び最新の監視データ等

を含む。)」及び体系的に整理した環境情報を県民等に 提供する「情報提供機能(県ホームページの拡充)」を 有するシステムを構築します。平成14年度は,主とし て「情報提供機能」の整備を行います。

3 地球環境保全の推進

地球的規模の環境問題の中でも,地球温暖化の問題は早急に対策を講じなければならない重要な問題です。このため,地球温暖化対策推進法の円滑な実施を図り,県民・事業者・行政等の各主体での温室効果ガス排出量削減に関する取組を推進します。

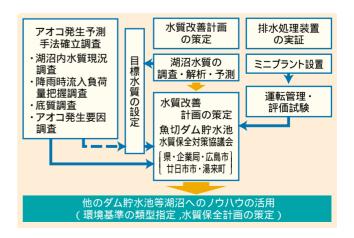
また,「広島県地球温暖化対策実行計画」(平成12年3月 策定)に基づいて,県が排出する温室効果ガスの排出抑制 や「広島県グリーン購入方針」に基づき,環境にやさしい 物品の購入を推進します。

4 湖沼水質改善対策 (魚切ダム貯水池水質改善対策)

魚切ダム貯水池ではアオコの発生による利水障害が起きているため、土木建築部と連携し湖沼水質改善対策事業を行います。この事業で得た成果は、他のダム貯水池等湖沼の水質保全計画に反映させていきます。

アオコ発生予測手法確立調査

魚切ダム貯水池の水質現況等の調査を行うとともに,アオコの発生条件を室内試験で再現し,発生要因の解明と発生予測手法を検討します。



5 生活排水処理対策推進事業

「広島県汚水適正処理構想」の目標達成に向けて,中山間地域をはじめ,集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域における生活排水対策を推進するため,

個人設置型の『小型合併処理浄化槽設置整備事業(H 元~県費補助開始)』の充実に加え,

市町村が公共事業として整備を行う『特定地域生活排 水処理事業』の県費補助制度を新たに創設して,

合併処理浄化槽の整備・普及を促進し,県内の汚水処理率 の向上を図ります。

区分	小型合併処理浄化槽 設置整備事業	特定地域生活排水処理 対策推進事業
事業内容	個人設置の合併処理浄 化槽に助成する市町村 に対し,事業費を補助	市町村が公共事業として合併 処理浄化槽を整備する事業に 対し起債償還費を補助
補助の方法	市町村の事業費の1/3(財 政力指数により変動)を 事業実施年度に補助	市町村の起債元金償還額(交付税措置分を除く)の1/2若しくは1/3を起債元金償還年度に補助

6 リサイクル促進総合対策事業

環境への負荷の少ない循環型社会広島を構築していくため,びんごエコタウン構想の実現と県内全域への波及,市町村の広域的なごみの減量化・リサイクルへの取組に対する支援を行います。

1.循環型経済拠点形成促進事業

本県が持続的に発展し、環境と調和した活力ある社会を 築いていくため、「びんごエコタウン構想」の実現を図る とともに、県内全域への波及を図ります。

びんごエコタウン構想推進委員会の運営

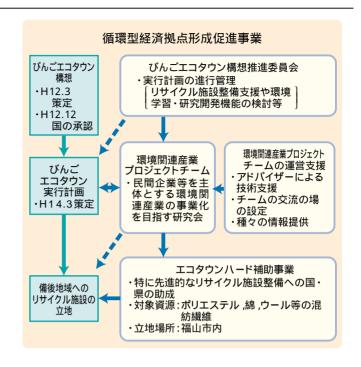
構想具体化のための取組方法等について検討するため の産学官による委員会の運営。

環境関連産業プロジェクトチームの運営支援

構想の理念である循環型社会の構築を目指し,民間主体の事業化に向けた研究会(環境関連産業プロジェクトチーム)に対して支援。

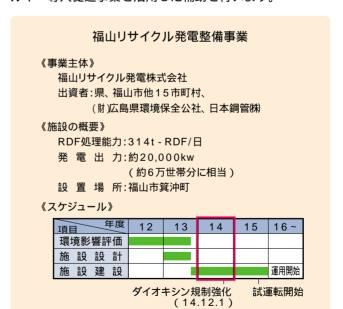
エコタウンハード補助事業

先進的なリサイクル施設の整備に対する助成。



2.福山リサイクル発電事業

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じてダイオキシン類,二酸化炭素の削減等環境対策を進めるとともに,資源・エネルギー対策を進め,併せて市町村の廃棄物処理コストの低減を図るため,「福山リサイクル発電」によるRDF発電事業を実施します。また,この施設整備に対し,新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギー導入促進事業を活用した補助を行います。



3. 広域ゴミゼロアクション支援事業

平成13年度に実施した「新世紀ごみ減量化モデル事業」の成果を,全県的に普及展開するため,広域的な3R事業を共同で実践する市町村の取組基盤づくりを支援し,ごみの減量化・資源化施策を推進します。

広域ゴミゼロアクション支援事業

新世紀ごみ減量化モデル事業で「堆肥化」や「マイバッ ク運動」など多種多様な3R事業を実践 官民一体となった取組基盤のもと効果的な3R事業の実 践によりごみの減量やコスト削減を実現

モデル事業の成果を全県的に普及展開するため「広域ゴ ミゼロアクション支援事業」では,市町村が共同で広域的な 3R(リデュース,リユース,リサイクル)に取り組む際の基 盤となる「実行プラン」づくりを支援

《支援対象》ごみの共同処理又は地域再 編に向け共同処理を志向す る複数の市町村

《支援内容》市町村の「実行プラン」づ くりを支援

《負担区分》県1/2,市町村1/2

《実行プランの内容》 ごみの減量化目標 分別収集の統一化 具体的な3Rの共 同実践事業

県の支援による「実行プラン」づくりを通じて 市町村が広域的な3R施策を実践

県の役割:実行プランづくりを支援

市町村の役割:プランに基づき3R事業を共同で実践

廃棄物処理対策推進事業

深刻な社会問題となっている廃棄物問題に対応するた め,県内の廃棄物の減量化を進めるとともに,安全性・信 頼性向上のための適正処理を推進します。

1.公共関与廃棄物処分場整備事業

廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争の多発や廃棄物処理 法の規制強化により,廃棄物最終処分場の確保はますます 困難となっており、公共関与による廃棄物処分場の整備を 推進します。

	計 画 の 概 要		
区分	受入開始 (予定)	埋立容量 (埋立面積)	平成14年度 事業内容
広島市出島地区	平成18年度	190万m ³ (18.0ha)	環境調査他
福山市箕沖地区	平成19年度以降	104万m ³ (15.7ha)	環境調査他

2.廃棄物処理計画策定事業(再揭)

廃棄物処理法の改正に伴い,従来の産業廃棄物に一般廃 棄物を加えた総合的な廃棄物処理計画を策定します。

3.PCB廃棄物処理促進事業

PCB廃棄物の処理促進の観点から,費用負担能力の小 さい県内の中小企業に対して処理費用の助成を行うため、 国や他の都道府県と協調して基金を造成します。

4.産業廃棄物埋立税の創設

広島県が実施する廃棄物の抑制施策に県内各界からの幅 広い意見を反映させるため、平成13年10月に設置した 「廃棄物抑制検討懇話会」からの提言を受け,産業廃棄物 の抑制を図る経済的手法として,産業廃棄物埋立税の導入 を図ります。

自然公園等の利用促進事業

県内には,国立公園1カ所,国定公園2カ所,県立自然 公園6カ所,自然歩道2路線が指定されており,地域の貴 重な観光資源として,全施設で年間800万人を超える利用 者があります。

そのため, 県を代表する優れた自然環境を保全するとと もに,ふれあいの場,安らぎの場の利用拠点として整備を 行います。

1.自然公園等施設整備事業

国立公園,国定公園,県立自然公園及び野外レクリエー ション施設において, 老朽化したトイレなど各種施設の整 備等を行います。

2. 自然步道等利用促進調查事業

緊急雇用創出基金事業により, 県内の自然歩道等の現況 調査(荒廃,雑草)や簡易修繕(標識等),草刈,樹木剪 定,潅木伐採等を行います。

実施方法:民間企業,団体等に委託して実施

委託期間:平成14年7月~平成15年3月

雇用規模:年間66人(実人数)

3. せとうちエコロード(仮称)検討調査

瀬戸内海国立公園の指定要件である、多島美の自然景観 と歴史的文化施設などの人文景観を一体的に利用できるよ う,瀬戸内海の豊かな地域資源である景勝地や歴史文化施 設等の実態調査を実施し,自然歩道としてのルート指定・ 整備を検討します。

野生生物等との共生事業

野生生物との共生を図るため,希少野生生物の現状を把

握した第2次県版レッドデータブック(RDB)種選定事業及 び個体数の増減により問題が生じている鳥獣の適正管理を 目的とした特定鳥獣保護管理計画策定事業を実施します。

第2次県版RDB種選定事業

第2次RDB種を選定するため, 希少野生生物の現状調査を実施する。

調査期間:平成14年度~15年度

調査内容:植物,群落,哺乳類,鳥類,淡水魚類,爬虫

類・両生類 ,昆虫類等の現地調査

第2次選定:平成15年度

特定鳥獣保護管理計画策定事業

農林作物への加害や広域的な対策が必要である等問題の生じている特定鳥獣について、科学的な視点から適正管理を行うために特定鳥獣保護管理計画を策定する。

鳥獣名	事 業 内 容
シカ	計画策定に必要な生息調査を実施する。 調査内容:生息分布等 調査期間:平成14年度 策定年度:平成15年度 計画内容:メスジカの狩猟解禁
イノシシ	計画策定に必要な生息調査を実施する。 調査内容: 生息分布等 調査期間: 平成14年度 策定年度: 平成15年度 計画内容: 狩猟期間の延長
ツキノワ グ マ	絶滅のおそれがあるとともに,人身被害が生じる 危険性のあるツキノワグマについて,西中国山地 地域個体群として広域的な保護管理を実施する ために,3県(広島,島根,山口)共同の計画を策 定する。

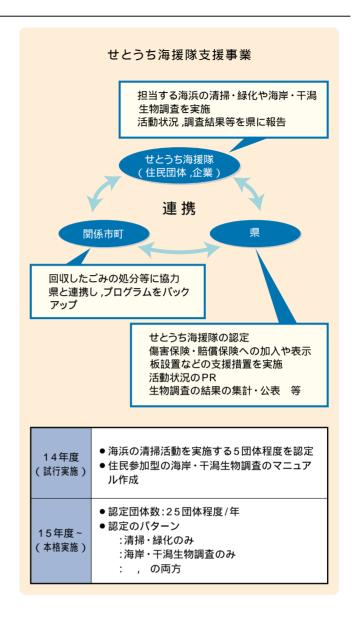
10 瀬戸内海環境保全推進事業

住民参加による環境保全活動の活発化を図るとともに, これまで取組が不十分であった海洋生物に関する調査を促 進することにより,瀬戸内海の環境保全を推進します。

1. せとうち海援隊支援事業

海浜における環境保全活動(海浜清掃・緑化,海岸・ 干潟生物調査)を実施する団体等を「せとうち海援隊」 として認定

認定団体の活動に対し,傷害保険,賠償保険への加入, 活動団体等を表す表示板の設置,活動状況のPR等,に より支援



2.海洋生物等モニタリング調査

調査の概要

海岸等の生物分布など生態系の面から海域環境を適確に 把握するためのモニタリング調査を実施

生態系メカニズム解明等のための「専門的」な調査 調査結果の蓄積,解析により,海域環境の保全・修 復に関する施策の検討・実施等に活用

調査の内容

調査対象:海岸の生物分布(貝類,藻類,植物等)等

調査箇所:貴重な自然環境が現存している宮島の海岸

3箇所

調査頻度:3回/年